秋田市資格取得助成事業補助金交付要綱

（平成22年６月11日
市　長　決　裁）

（目的）

第１条　この要綱は、求職者の雇用を促進し、ならびに市内事業所に勤務する非正規雇用者の正規雇用への転換、就学した離職者の再就職、正規雇用者の技能向上および市内事業所の人材確保を支援するため、就職および仕事に役立つ資格、免許又は技能検定（以下「資格等」という。）の取得に要する費用に対し、秋田市資格取得助成事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、雇用の創出、安定化および質の向上を図ることを目的とする。

（補助対象者等）

第２条　補助金の対象者は、秋田市内に住所を有する者（市税を滞納していない者に限る。）であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、既にその他の補助金等の交付を受けた者については、補助金の交付対象外とする。

(1) 公共職業安定所に求職登録をした者（以下「求職者」という。ただし、正規雇用者として在職中の者を除く。）

(2) 市内事業所に勤務する非正規雇用者（雇用期間の定めがある者、雇用期間の定めがなく正規雇用以外の者、又は労働時間週30時間未満の者をいう。）で、正規雇用への転換や技能向上のために資格等を取得した者

(3) 離職者のうち、再就職のために学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する大学および高等専門学校並びに同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）に入学して資格等を取得した者（以下「再就職入学者」という。）

(4) 市内事業所（国、地方公共団体、独立行政法人および特定地方独立行政法人を除く。）に勤務する正規雇用者で、業務遂行に必要な資格

等を取得した者

(5) 市内在住の個人事業主

2　補助金は、前項に規定する者が、資格等を取得した場合に交付するものとする。

（補助対象資格等の取得時期）

第３条　補助対象となる資格等は、申請日の属する年度の前年度の３月１日から申請日の属する年度の２月末日までに取得したもの（建設関係および運輸関係の資格等にあっては、別表第１に掲げるものに限る。）に限る。

（補助対象経費等）

第４条　補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）および補助金の額は、別表第２および次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 求職者、非正規雇用者、再就職入学者および自己の負担により資格等を取得した正規雇用者の場合にあっては、補助対象経費に消費税および地方消費税の額を含むものとする。

(2) 個人事業主および事業所において当該事業所の正規雇用者が資格等を取得する経費を負担した場合にあっては、補助対象経費に消費税および地方消費税の額を含まないものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　補助金の交付の申請を行うことができる者（以下「申請者」という。）は、求職者、非正規雇用者、再就職入学者および個人事業主ならびに自己の負担により資格等を取得した正規雇用者の場合にあっては本人とし、事業所において当該事業所の正規雇用者が資格等を取得する経費を負担した場合にあっては当該事業所の代表者とする。

2　申請者は、当該年度の末月の21日までに、補助金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 受験等に要した経費を明らかにする書類

(2) 資格等を取得したことが証明できる書類の写し

(3) 納税証明書（市税に未納がない証明書）

(4) 求職者が申請する場合は、公共職業安定所（ハローワーク）で求職

活動を継続していることがわかる書類の写し（資格等を取得した日から補助金交付申請書を提出した日までの間のいずれかの日を含むものに限る。）

(5) 非正規雇用者が申請する場合は、勤務している事業所に係る雇用契約書又は労働条件通知書の写し

(6) 再就職入学者が申請する場合は、次に掲げる書類

ア　離職証明書その他離職したことが証明できる書類の写し

イ　資格等の取得に係る学校を卒業したことが証明できる書類の写し

(7) 正規雇用者が申請する場合は、在職を確認できる書類の写し

(8) 個人事業主が申請する場合は、申請日が属する前年分の確定申告書等の写し

(9) 事業所の代表者が申請する場合は、次に掲げる書類

ア　定款又は所在地証明書の写し等、市内で事業を営んでいることを確認できる書類

イ　補助対象者の納税証明書（市税に未納がない証明書）

ウ　補助対象者の在職を確認できる書類の写し

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3　補助金の交付の申請は、補助対象者１人につき同一年度内１回を限度とする。

4　既に補助金の交付を受けた資格等については、補助金の交付の申請をすることができない。

5　補助金の交付の申請に係る受付は、当該年度の市の予算の範囲内で行うこととし、予算を超過した場合は、前項に規定する期間にかかわらず受付を終了するものとする。

（補助金の交付決定）

第６条　市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査した上で30日以内に補助金交付の可否について決定し、申請者に対し、補助金を交付する場合には補助金交付決定通知書を（様式第２号）、補助金を交付しない場合には補助金不交付決定通知書（様式第３号）により通知するものとする。

（補助金の請求および交付）

第７条　前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知を受けた日から14日以内に補助金交付請求書（様式第４号）を市長に提出するものとする。

２　市長は、前項の規定による請求があったときは、その日から30日以内に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第８条　市長は、交付決定者が偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたときは、交付決定の全部又は一部を取消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を求めることができる。

（委任）

第９条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成22年６月11日から施行する。

この要綱は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年７月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

1　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

（経過措置）

2　この要綱の施行の際、現にあるこの要綱による改正前の様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年10月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（第３条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	普通自動車第二種免許	21	技術士（補）
2	準中型自動車免許	22	建築物環境衛生管理技術者
3	中型自動車免許（一種・二種）	23	測量士（補）
4	大型自動車免許（一種・二種）	24	宅地建物取引士
5	大型特殊自動車免許（一種・二種）	25	電気工事士（一種・二種）
6	けん引免許（一種・二種）	26	高圧ケーブル工事技能講習
7	自動車整備士	27	電気主任技術者(一種・二種・三種)
8	自動車検査員	28	電気通信主任技術者
9	特定自主検査	29	電気通信設備工事担任者
10	運行管理者	30	給水装置工事主任技術者
11	管工事施工管理技士（一級・二級）	31	解体工事施工技士
12	建設機械施工管理技士（一級・二級）	32	消防設備士（甲種・乙種）
13	建築施工管理技士（一級・二級）	33	危険物取扱者（甲種・乙種・丙種）
14	造園施工管理技士（一級・二級）	34	労働安全コンサルタント
15	電気工事施工管理技士（一級・二級）	35	労働安全衛生法に基づく免許 （別表第１の２に定めるとおり）
16	電気通信工事施工管理技士（一級・二級）		
17	土木施工管理技士（一級・二級）	36	労働安全衛生法に基づく技能講習 （別表第１の３に定めるとおり）
18	舗装施工管理技術者（一級・二級）		
19	舗装診断士	37	建設業法に基づく登録基幹技能者 （別表第１の４に定めるとおり）
20	建築士（一級・二級）		

別表第１の２（第３条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	クレーン・デリック運転士	9	衛生管理者（第一種、第二種）
2	移動式クレーン運転士	10	林業架線作業主任者
3	揚貨装置運転士	11	エックス線作業主任者
4	高圧室内作業主任者	12	ガンマ線透過写真撮影作業主任者
5	発破技士	13	潜水士
6	ガス溶接作業主任者	14	特定第一種圧力容器取扱作業主任者
7	ボイラー整備士	15	ボイラー技士（特級、一級、二級）
8	衛生工学衛生管理者	16	ボイラー溶接士（特別、普通）

別表第１の３（第３条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	木材加工用機械作業主任者	19	普通第一種圧力容器取扱作業主任
2	プレス機械作業主任者	20	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者
3	乾燥設備作業主任者		
4	コンクリート破砕器作業主任者	21	鉛作業主任者
5	地山の掘削及び土止め支保工作業主任者	22	有機溶剤作業主任者
		23	石綿作業主任者
6	ずい道等の掘削等作業主任者	24	酸素欠乏危険作業主任者
7	ずい道等の覆工作業主任者	25	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者
8	型枠支保工の組立て等作業主任者	26	床上操作式クレーン運転
9	足場の組立て等作業主任者	27	小型移動式クレーン運転
10	建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者	28	ガス溶接
		29	フォークリフト運転
11	鋼橋架設等作業主任者	30	ショベルローダー等運転
12	コンクリート造の工作物の解体等作業主任者	31	車両系建設機械(整地･運搬･積込用及び掘削用)運転
13	コンクリート橋架設等作業主任者	32	車両系建設機械（解体用）運転
14	採石のための掘削作業主任者	33	車両系建設機械（基礎工事用）運転
15	はい作業主任者	34	不整地運搬車運転
16	船内荷役作業主任者	35	高所作業車運転
17	木造建築物の組立て等作業主任者	36	玉掛け
18	化学設備関係第一種圧力容器取扱作業主任者	37	ボイラー取扱

別表第１の４（第３条関係）

No.	資格・免許名		資格・免許名
1	登録電気工事基幹技能者	26	登録冷凍空調基幹技能者
2	登録橋梁基幹技能者	27	登録運動施設基幹技能者
3	登録造園基幹技能者	28	登録基礎工基幹技能者
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	29	登録タイル張り基幹技能者
5	登録防水基幹技能者	30	登録標識・路面標示基幹技能者
6	登録トンネル基幹技能者	31	登録消火設備基幹技能者
7	登録建設塗装基幹技能者	32	登録建築大工基幹技能者
8	登録左官基幹技能者	33	登録硝子工事基幹技能者
9	登録機械土工基幹技能者	34	登録ＡＬＣ基幹技能者
10	登録海上起重基幹技能者	35	登録土工基幹技能者
11	登録ＰＣ基幹技能者	36	登録ウレタン断熱基幹技能者
12	登録鉄筋基幹技能者	37	登録発破・破砕基幹技能者
13	登録圧接基幹技能者	38	登録建築測量基幹技能者
14	登録型枠基幹技能者	39	登録解体基幹技能者
15	登録配管基幹技能者	40	登録圧入工基幹技能者
16	登録蔦・土木基幹技能者	41	登録送電線工事基幹技能者
17	登録切断穿孔基幹技能者	42	登録さく井基幹技能者
18	登録内装仕上工事基幹技能者	43	登録あと施工アンカー基幹技能者
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	44	登録計装基幹技能者
20	登録エクステリア基幹技能者	45	登録土質改良基幹技能者
21	登録建築板金基幹技能者	46	登録都市トンネル基幹技能者
22	登録外壁仕上基幹技能者	47	登録潜函基幹技能者
23	登録ダクト基幹技能者	48	登録道路等法面保護基幹技能者
24	登録保温保冷基幹技能者	49	登録斜面防災基幹技能者
25	登録グラウト基幹技能者	50	登録石材施工基幹技能者

別表第２（第４条関係）

資格・免許

補助対象者	補助対象経費	補助金額（率）
求職者 非正規雇用者 再就職入学者	(1) 教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する講座（同等の内容のものを含む。）の受講料 (2) 前号の講座が取得を目指す資格等の受験料等 (3) 第１号に掲げる講座が取得を目指す資格等の取得に係る学校の授業料および入学金等（再就職入学者に限る。）	補助対象経費の２分の１以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、10万円を超えない額
正規雇用者 個人事業主	(1) 別表第１から別表第１の４までに掲げる資格等の取得に係る受講料 (2) 前号の講座が取得を目指す資格等の受験料等	補助対象経費の２分の１以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、５万円を超えない額

技能検定

補助対象者	補助対象経費	補助金額（率）
求職者 非正規雇用者 再就職入学者 正規雇用者 個人事業主	職業能力開発促進法第44条第１項に定める技能検定の受検手数料	補助対象経費の２分の１以内の額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、２万円を超えない額